

学 則

①商号又は名称	特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなろ
②研修事業の名称	NPO法人あすなろ ふくしの学校 初任者研修
③研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
④研修課程及び学習形式	介護職員初任者研修課程 形式 : 通学
⑤事業者指定番号	18
⑥開講の目的	高齢者・障がい者（児）の支援をめざす方々が、日常生活動作を支援する技（わざ）を修得し、ノーマライゼーションや生命の質（QOL）の観点から利用者やその家族の立場に立った援助をおこなう感覚を養うことを目的とする。 また、社会保障サービスの一環として職業やボランティアに従事する者としてのプライド（誇り）と責任感を学び、適切な福祉サービスを提供し続ける人材の育成をめざすと同時に、「高齢者・障がい者（児）の支援とはなにか?」「社会福祉とはなにか?」という問いを根源から問うことができる研修を開講することを目的とする。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	福島駅前教室 大阪市福島区福島 5 丁目 14 番 6 号 福島阪神クレセントビル 3 階 (A 教室・B 教室・大阪高齢者生協本部会議室) 福島コミュニティセンター 大阪府大阪市福島区福島 5-17-23 福島区民センター 大阪市福島区吉野 3-17-23 305 教室 堺東駅前教室 大阪府堺市堺区北瓦町 2 丁 3-6 堺東北條ビル 5 階 堺東一条通教室 大阪府堺市堺区一条通 3-2 シャロームリハビリテーション 研修室
⑧実習施設	1 実施しない 2 実施する（実習施設一覧表（別添 2 - 7）を参照。）
⑨講師の氏名及び担当科目	講師一覧表（別添 2 - 3）を参照。
⑩使用テキスト	介護職員初任者研修テキスト（中央法規）
⑪シラバス	シラバス（別添 2 - 2）を参照。
⑫受講資格	・中学校卒業資格を有する者
⑬広告の方法	・ホームページによる告知 ・新聞広告による告知
⑭情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス : http://npo-asunaro.com/

一般 通学

⑮受講手続き及び本人確認の方法（応募者多数の場合の対応方法を含む）	・『申込書』に必要事項を記入し、証明書類（＊下記の証明書のいずれか）と一緒に『NPOあすなろ ふくしの学校 事務局』に持参・郵送・FAXのいずれかで提出してください。 ・申込者には事務局から『受講確認通知書』をご郵送しますので、記載の振込先に受講料とテキスト代を振り込んでください。 ・振り込みが確認された方には、受講のご案内をご郵送しますので、受講のため記載の日時・場所にご来校ください。 ＊①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票 ②住民基本台帳カード ③在留カード等 ④健康保険証 ⑤運転免許証 ⑥パスポート ⑦年金手帳 ⑧運転免許以外の国家資格を有する者については、その免許証又は登録証
⑯受講料及び受講料支払方法	受講料：80,000円（消費税込） テキスト代：5,500円（消費税込） 規定期日までに下記口座に振り込んでください。 三井住友銀行 天六支店 普通No.6604353
⑰解約条件及び返金の有無	開講日の1週間前までは、振込金額の全額を返金します。 3日間前までは、振込金額の半額を返金します。 前日と前々日、および開講日以降は返金しません。 弊社からのキャンセル： 応募者が10名に満たなかった場合、講座は非開講とし振込金額の全額を返金します。
⑱受講者の個人情報の取扱	個人情報保護規程策定の有無（☒有・無） 受講者から得た個人情報については、第三者に情報提供する必要がある場合には本人同意のもとに情報を提供し、目的以外には使用しないものとし、本人からの書面による開示の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。また、本人からの開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果の申出をした者に対し、書面により通知するものとする。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
⑲研修修了の認定方法	認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修了年限：8ヶ月 修了評価方法：（別添2－9）を参照。 修了評価筆記試験不合格時の取扱い： 担当講師による補習のうえ、再試験を実施する。 （補習費用：3,000円、再試験費用：3,000円） 修了評価筆記試験欠席者の取扱い： 追試験を実施する。（追試験費用：3,000円 但し、やむを得ない休みであることを証明できる書類を提出し、それが認められた場合は不要）

㊼補講の方法及び取扱	補講の方法： ・補講は次のいずれかの方法で実施することを原則とする。 ア．同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で行う方法 イ．同時期に開講している別の研修の講義・演習で再受講させる方法 ウ．欠席した項目の時間数が、別紙3で定める通信形式で実施できる上限時間の範囲内であれば、1,200字以上のレポートを提出することをもって出席とみなすことができる。 なお、実習を組み入れた場合の「(1)職務の理解」及び「(10)振り返り」、並びに「(2)介護における尊厳の保持・自立支援」の「㊸人権啓発に係る基礎知識」及び実技演習を実施した項目については、レポート課題を提出することによる補講は認めない。 補講に要する費用： ア．個別対応補講費用：30分あたり 2,000円 イ．他教室への振替補講費用：無料 ウ．レポート課題の場合：添削・指導費用：1項目につき1,000円
㊽科目免除の取扱	特別養護老人ホーム等の介護職員等として、1年以上の介護等の実務経験を有する者（＊）が研修を受講する場合には、その証明が可能な受講者の希望により、「(1)職務の理解」の科目を免除することができる。なお、免除要件の確認は、受講者から「実務経験証明書」（別添4－3）の原本若しくは原本照合したものの写しの提出を受けて行う。 ただし、受講料の減免措置はない。 ＊1年以上介護等の実務経験を有する者とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ、180日以上介護等の業務に従事した者をいう。 また、生活援助従事者研修、入門的研修、及び認知症介護基礎研修を修了している者が受講する場合には、その証明が可能な受講者の希望により、下記の科目を免除することができるものとする。 生活援助従業者研修 「介護におけるコミュニケーション技術」 「老化の理解」「障がいの理解」 入門的研修 「介護の基本」「老化の理解」「認知症の理解」「障がいの理解」 認知症介護基礎研修 「認知症の理解」
㊾受講中の事故等についての対応	受講中に生じた事故等については、当会が加入する損害賠償・傷害保険で対応する。したがって保険料の受講者負担は生じない。
㊿研修責任者名、所属名及び役職	氏名：山口 芳久 所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなろ 役職：代表理事
㊽課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：山口 芳久 所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなろ 役職：代表理事
㊾苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：平磯 範子 ・ 谷山 寿恵 所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなろ 役職：教務課職員 連絡先：06-6451-4400

一般 通学

㉔研修事務担当者名、所属名 及び連絡先	氏名：神戸 宏敏 ・ 朽木 朋之 所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなろ 役職：教務課職員 連絡先：06-6451-4400
㉕情報開示責任者名、所属名、 役職及び連絡先	氏名：山口 芳久 所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなろ 役職：代表理事 連絡先：06-6451-4400
㉖修了証書を亡失・き損した 場合の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証 明書を交付する。 ・ 証明書交付に係る費用：2, 0 0 0 円（事務手数料として）
㉗その他必要な事項	欠課・欠席の取扱い： 授業開始前の出席確認後20分の時点で出席が確認できなかった場合はその 時間を欠課したとする。なお、受講時間の1／3を欠課した場合はその項目を欠 席したとみなす。その際、当事業所が設定する日程において補講を受けなければ ならない。 退校処分の取扱い： 講師または実習先指導者の指示に従わない場合、または暴言・問題行動によ り講義または実習の実施を著しく妨害する場合、退校となる。この場合、受講 料の返金はおこなわない。

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等 を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等 を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得 なければならない。
---------------	---

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域人材・法人指導課 人材確保グループ 電話：06-6944-9165
---------------	---